サービス内容　重要事項説明書
葵訪問看護ステーション
《介護保険》

サービス内容説明書（訪問看護サービス）

当事業者が、利用者に提供するサービスは以下の通りです。

1. 提供するサービス

訪問看護サービス
ご利用日：毎週　月～土　曜日
（土曜日、国民の祝日の訪問は要相談となります）
時間：８：３０～１７：００　緊急時24時間対応
このサービスの提供時間は以下の通りです。

かかりつけの医師(主治医)の指示書によって訪問看護をいたしますので先生にご相談下さい。
かかりつけの医師がいない場合は、直接当ステーションにご相談下さい。

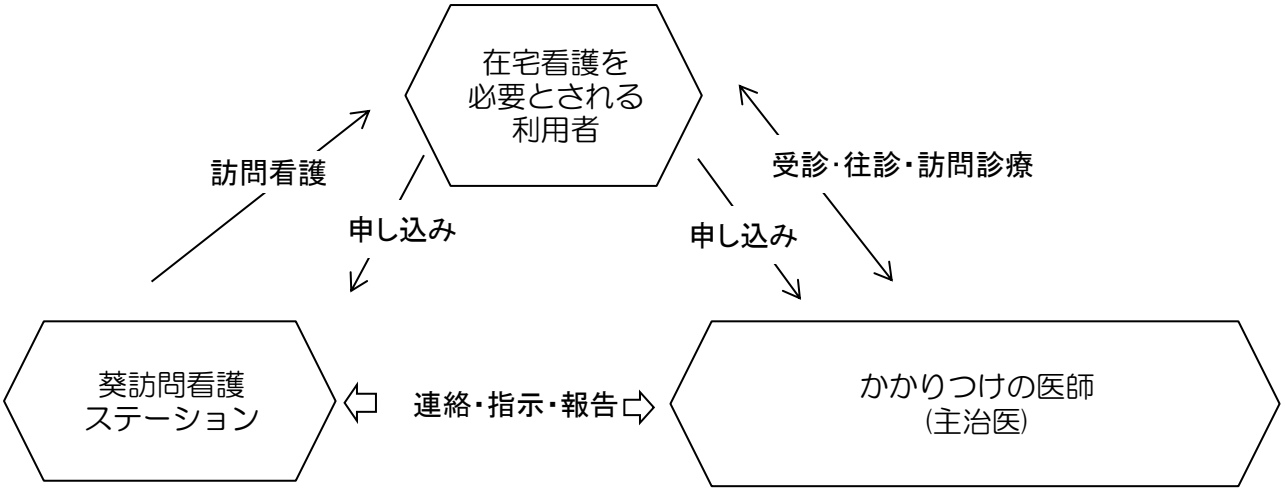

かかりつけの医師に申し込み、かかりつけの医師が「訪問看護指示書」を作成

⇩

看護師等の訪問

⇩

葵訪問看護ステーションが、利用者・ご家族の方へ
サービスの内容、利用料を説明し同意を得ます

⇩

訪問看護の実際について、かかりつけの医師、市町村、
他の保健・医療・福祉サービス提供者に連絡・相談・報告します

① このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止を目的にサービスを提供します。
② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。
③ サービスの提供にあたっては、訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
④ 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
⑤ 当事業者は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
⑥ 当事業者は利用者に対し、利用者訪問看護計画書を提出します。

２．担当の職員

当ステーションの体制は受け持ち制です。
但し、担当職員が休み等で訪問に行けない場合は、他の職員で対応します。
責任者は　管理者　愛甲ゆかり(看護師)　です。
職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。

３．担当職員の変更

① 利用者はいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。
その場合、当事業者は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
変更をご希望される方は、下記　相談担当者までご相談下さい。
【　相談担当者氏名：浪切　もり子　　連絡先：０５６４－５４－０２１５　】
② 当事業所は、担当の職員が退職するあるいは、ステーションの都合により、担当職員を変更することがあります。その場合には、事前に利用者の了解を得ます。

４，担当訪問看護師の訪問予定の変更・時間変更・中止について

職員が自己都合で突然休みになった場合は、当日朝、利用者宅へ電話をして、他の職員で対応していいか、時間の変更をしていいか、あるいは、中止するかを相談します。
あくまでの利用者の都合を優先し対応します。

5．利用料

訪問看護サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

【訪問看護利用料(要介護者の方)】

＊看護師の場合	
①20分未満	314単位 (利用者負担額　1割/328円　2割/655円　3割/982円)
②30分未満	471単位 (利用者負担額　1割/491円　2割/982円　3割/1,473円)
③30分以上1時間未満	823単位 (利用者負担額　1割/858円　2割/1,715円　3割/2,573円)
④1時間以上1時間半まで	1128単位 (利用者負担額　1割/1,176円　2割/2,351円　3割/3,526円)
＊理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合	
⑤1回20分以上(1日2回まで)	294単位 (利用者負担額　1割/307円　2割/613円　3割/919円)
⑥1回20分以上(1日3回60分)	265単位 (利用者負担額　1割/277円　2割/553円　3割/829円)

【介護予防訪問看護利用料(要支援者の方)】

＊看護師の場合	
①20分未満	303単位 (利用者負担額　1割/316円　2割/632円　3割/948円)
②30分未満	451単位 (利用者負担額　1割/470円　2割/940円　3割/1,410円)
③30分以上1時間未満	794単位 (利用者負担額　1割/828円　2割/1655円　3割/2,482円)
④1時間以上1時間半まで	1090単位 (利用者負担額　1割/1,136円　2割/2,272円　3割/3,408円)
＊理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合	
⑤1回20分以上(1日2回まで)	284単位 (利用者負担額　1割/296円　2割/592円　3割/888円)
⑥1回20分以上(1日3回60分)	142単位 (利用者負担額　1割/148円　2割/296円　3割/444円)

＊上記　利用者負担額には　地域区分単価が含まれています。合計回数で計算した場合、
小数点以下の端数処理により多少誤差が生じることがありますのでご了承下さい。
岡崎市は地域区分６級地　１単位あたり＝10.42円

＊早朝・夜間加算は基本単位の25%、深夜加算は基本単位の50%になります。

ケアマネジャーのケアプランで設定された金額になります。

ケアプランの利用料を確認し、ご不明な点がありましたらステーションまでお問い合わせください。

・加算分について・・・　　※〇数字は、区分支給限度額の枠外の加算になります。

①緊急時訪問看護加算

Ⅰ：600単位（月1回）　(利用者負担額　1割/626円　2割/1,251円　3割/1,876円)

次に掲げる基準のいずれにも適合している場合に算定します。

(1)利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある

(2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている

Ⅱ：574単位（月1回）　(利用者負担額　1割/599円　2割/1,197円　3割/1,795円)

緊急時訪問看護加算Ⅰの(1)に該当するものであること。

発熱等症状の変化、介護で困った時等に24時間体制で対応いたします。

※看護師の当番制になります。

(後頁参照「緊急時の訪問看護について」「緊急時の訪問看護の体制について」のプリントあり)

②特別管理加算　　Ⅰ：500単位（月1回）　(利用者負担額　1割/521円　2割1,042円　3割/1,563円)

Ⅱ：250単位（月１回）　(利用者負担額　1割/261円　2割/521円　3割/783円)

※これは、特別な管理を要する利用者に対して計画的な管理を行った場合に算定します。

Ⅰ：在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、
在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレ、留置カテーテル(バルン・胃瘻・腎瘻等)を使用している状態

Ⅱ：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、
在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、
在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症管理指導管理、在宅人工呼吸管理を受けている状態
人工肛門又は人工膀胱を設置している状態　真皮を越える褥瘡の状態
点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

3.専門管理加算　　250単位/月　(利用者負担額　1割/261円　2割/521円　3割/783円)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の
緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は
特定行為研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、
所定単位数に加算します。

イ　緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者
・真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
・人工肛門又は人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者
ロ　特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
・診療報酬における手順書加算を算定する利用者
※対象の特定行為：
気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正

④.ターミナルケア加算　2500単位（利用者負担額　1割/2,605円　2割/5,210円　3割/7,815円）
死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上ターミナルを実施し、主治医との連携の下、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行い、同意を得てターミナルを実施した場合に算定します。

5.長時間訪問看護加算　300単位／回（利用者負担額　1割/313円　2割/626円　3割/938円）
特別管理加算の対象者に対し、１回の時間が９０分を超える訪問看護を行った場合、所定のサービス費に上記点数を加算いたします。

6.複数名訪問加算　看護師等：３０分未満／254単位(利用者負担額　1割/265円　2割/530円　3割/794円)
３０分以上／402単位(利用者負担額　1割/419円　2割/838円　3割/1,257円)
看護補助者：３０分未満／201単位(利用者負担額　1割/210円　2割/419円　3割/629円)
３０分以上／317単位(利用者負担額　1割/331円　2割/661円　3割/991円)
利用者の身体的理由、暴力行為、迷惑行為など一人の看護師の訪問看護が困難と認められる場合、同時に複数の看護師等が一人の利用者に訪問看護を行ったときに2人目の従事者の所要時間により算定します。

7.退院時共同指導加算　600単位/回
病院・診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中のものに対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定します。

8.初回加算　※退院時共同指導加算とは併用できない
Ⅰ：350単位/月（利用者負担額　1割/365円　2割/730円　3割/1,095円）
新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に算定します。
Ⅱ：300単位/月（利用者負担額　1割/313円　2割/626円　3割/938円）
新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に算定します。

9.看護・介護職員連携強化加算　250単位/月（利用者負担額　1割/261円　2割/521円　3割/783円）
訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管ｶﾆｭｰﾚ内部の喀痰吸引、胃瘻又は腸瘻による経管栄養及び経鼻栄養）が必要な利用者に係る計画の作成や訪問看護職員に対する助言等を行った場合に算定します。

10.看護体制強化加算
Ⅰ：550単位/月（利用者負担額　1割/574円　2割/1,147円　3割/1,720円）
Ⅱ：200単位/月（利用者負担額　1割/261円　2割/521円　3割/782円）
中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護事業所において算定することができる加算になります。

⑪.サービス提供体制強化加算 3単位/1回の訪問につき(利用者負担額 1割/4円 2割/7円 3割/10円)
勤続年数3年以上の職員を30%以上配置している場合に一回の訪問につき算定します。

12.口腔連携強化加算　50単位/回(利用者負担額　1割/53円　2割/105円　3割/157円)
・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算します。
・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たり診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めます。

※交通費は、必要ありません
但し、急性増悪時、14日間の特別訪問指示書(通常月１回)にて訪問看護を行う場合は医療保険での対応となります。気管カニューレを使用している方、重度の褥瘡のある方に対しては月2回まで特別訪問看護指示書が交付され、同じように医療保険での対応となります。この様な場合交通費が実費負担となります。

ステーションから、片道５Ｋm未満　　155円
ステーションから、片道１０Ｋm未満　　320円
ステーションから、片道１０Ｋm以上　　530円
訪問看護ステーションが休みとなる日曜日、お盆・年末年始の休み中の訪問看護は、1回につき1,050円の実費負担となります。

① 訪問看護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として負担割合証に記載され割合の額をお支払していただきます。
但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（いったん利用者が利用料の全額を支払い、その後、市町村から９割(又は8割・７割)分の払い戻しを受ける方法をご希望の場合はお申し出下さい。

② 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の給付の範囲を超えた部分については、実費料金（利用表）をお支払いいただきます。

③ 当事業所は、利用者に対し、翌月２０日までに、サービスの提供日、利用料等の内訳を記載した利用料請求書をお渡し致します。
・集金の方は、翌月月末までに看護師が訪問した際にお支払い下さい。
・口座振替の方は、利用月の翌々月の4日（休日の場合は翌営業日）に指定口座から引落し致します。

6．保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出下さい。

7．キャンセル

① 利用者がサービスの利用を中止する場合
速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。
訪問看護の緊急連絡先　・日中(平日8：30～17：30)　全体窓口　0564-54-0215
・上記以外の時間帯及び土日祝日　090-7618-1622

キャンセル料の発生
サービス利用日当日にご連絡がなく看護師が訪問したがご不在だった場合は、当日利用料の100%をお支払いただきます。ただし利用者の様態の急変など緊急やむを得ない事情のある場合は、キャンセル料は不要です。

② 事業所がサービスを中止する場合
・非常災害時
地震、風雪水害、台風などの自然災害発生時または警報などが発令された場合
災害等の発生時は連絡なしに訪問の予定を中止、変更する場合があります。
・感染症等発生時
感染症の発生、その他の理由で出勤看護師の人数が確保できない場合
ご本人の症状、状態を確認し、中止の相談をさせていただきます。

8．サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の１週間前までに口頭又は文書でお申し出下さい。利用者の病変、急な入院などやむを得ない理由がある場合は、電話での連絡でサービスを終了させることができます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
・利用者様が介護保健施設に入所した場合。
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護・要支援認定区分が、非該当(自立)と認された場合、非該当(自立)と認定された場合
・利用者がお亡くなりになった場合や介護保険の被保険者資格を喪失された場合

④ その他
・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は即座にサービスを終了することができます。
・利用者が、サービス利用料金の支払を２ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

・地震等の天災、その他事業者の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者様に対してサービスを終了させていただく場合がございます。
・療養環境が劣悪であり、ケア中の看護師の安全が確保できない場合、包括支援センター、行政との話し合いを重ね、文書での改善を依頼し改善がない場合、訪問看護を終了させて頂くことがあります。

9.実習生受入れ

・当ステーションは看護学校の学生と看護師の実習を受けております。
・実習生には守秘義務を徹底し、個人情報についての取り扱いには厳重に致します。
・実習期間、同行訪問については事前にご連絡致します。
・学生・看護師の同行が不都合な場合は、申し出てください。

１０.衛生管理等

・看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
・指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
・利用者を感染から守る為に次の事を施行させていただきます。
  ・ケアの前後での手洗い
  ・マスク装着
  ・疥癬・ＭＲＳＡ等については、感染対策マニュアルに添って対応いたします。
・当事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。
  ・当事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底をします。
  ・当事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
  ・事業所職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１１.事故発生時の対応

・利用者に対して訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族・居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
・当事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しその完結の日から2年間保存します。
・当事業所は利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害補償を速やかに行ないます。
  なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しております。
    保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
    保険名：公益財団法人　日本訪問看護財団　あんしん総合保険制度

１２.緊急時の対応方法について

・サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置をとります。

１３.身体拘束の禁止

・訪問看護の提供に当たっては、利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

１４.高齢者虐待防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
1.当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護職員、その他の職員に周知徹底を図ります。
2. 当事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
3. 当事業所において、看護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に年1回以上実施します。
4.３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
    葵訪問看護ステーション　担当者：　管理者　愛甲ゆかり
  サービス提供中に、当該事業所職員又はご家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に連絡します。

15.業務継続計画の策定等について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な処置を講じます。
当事業所は事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
当事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16.ハラスメントの防止について

当事業所は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ばされそうになった)行為

② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、落としめたりする行為

③ 意に沿わない性的行動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記については、事業所職員に限らず、取引先事業者の方、利用者及びご家族から受けられるものも含まれます。

ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。

ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

葵訪問看護ステーション　担当者：　管理者　愛甲ゆかり

17.個人情報の保護について

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

1.ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

2.従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

3.従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

18.第三者評価について

・当事業所では、第三者評価を実施しておりません。

重要事項説明書（訪問看護サービス）

利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第３７号第８条に基づいて、当事者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者概要

事業者名称	株式会社　白樺
主たる事務所の所在地	西尾市高畠町四丁目75番地4
法人種別	株式会社
代表者名	浪切　もり子
電話番号	0563-54-3262

介護保険法令に基づき愛知県知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)	訪問看護ステーション 2362190148
各事業所につき介護保険法令に基づき愛知県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護

２．ご利用事業所

ご利用事業所の名称	葵訪問看護ステーション
指定番号	2362190148
所在地	岡崎市福岡町字御堂山29番1
電話番号	０５６４－５４－０２１５
相談担当者	管理者　愛甲ゆかり
通常の事業の実施地域	岡崎市・幸田町・安城市・西尾市

３．事業の目的と運営方針

（目的）

株式会社白樺が開設する、葵訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営方針）

① ステーションの看護職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

② 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４．当事業所の職員体制

事業所の従業員数	業務の体制
管理者	愛甲ゆかり
看護師	常勤３名以上(管理者含む) 昼勤　（午前８時半～午後５時）　２名以上

５．営業日・営業時間

サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	午前８時半から午後５時 緊急時、24時間対応いたします。

・土曜日、国民の祝日の訪問は要相談となります。

・夏期お盆休み（8月13日～8月15日）と

冬期お正月休み(12月30日～1月3日)はお休みさせて頂きます。

※ただし主治医が利用者の状態により訪問が必要と認めた場合，

利用者の希望があった場合にはこの限りではありません。

6．苦情申立窓口

苦情の受け付け

1） 当事業所に対する苦情や要望、御相談は以下の窓口で受け付け、迅速に対応します。
苦情、相談等の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存します。

葵訪問看護ステーション　　担当責任者　浪切　もり子
住所：岡崎市福岡町字御堂山29番1　電話：0564-54-0215

2） 行政機関・その他の苦情受け付け機関

岡崎市市役所 福祉部　介護保険課	ご利用時間　月～金曜日　午前8時半～午後5時15分 電話　０５６４－２３－６６８２
安城市役所 高齢福祉課　介護給付係	ご利用時間　月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分 電話　０５６６－７１－２２２６
西尾市役所 長寿課　給付担当	ご利用時間　月～金曜日　午前９時～午後5時 電話　０５６３－５６－２１１１
幸田町役場 福祉課　介護保険ｸﾞﾙｰﾌﾟ	ご利用時間　月～金曜日　午前８時30分～午後5時15分 電話　０５６４－６２－１１１１
愛知県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間　月～金曜日　午前９時～午後５時 電話　０５２－９７１－４１６５ 介護サービス苦情窓口専用電話

7．緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	浪切もり子
	住所	岡崎市福岡町字御堂山29番1
	電話番号	０５６４－５４－０２１５
	携帯電話	①０９０－７６１８－１６２２
		②０９０－７６０２－７６３１

同意日　　令和　　年　　月　　日

（乙） 当事業者は甲１に対する居宅サービスの提供開始に当たり、□甲１　に
□甲２
対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明し、この説明書に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。

（乙） 居宅サービス事業者
事務所所在地　　岡崎市福岡町字御堂山29番1
名　称　　葵訪問看護ステーション
説明者

氏名　　印

（甲） 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、甲からサービス内容及び重要事項の説明を受け、内容を確認いたしました。

（甲１） 利用者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（甲２） 署名代行者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

(利用者との関係　　)

(署名代行理由　　)